

## 福祉ローン

保証機関：（一社）日本労働者信用基金協会

1. 商品名	福祉ローン
2. ご利用いただける方	<p>長野県労働金庫に出資のある労働組合等会員の構成員（組合員）、またはご自宅もしくは勤務先が長野県内にある方で、次の条件を満たす方。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次の a～g のいずれかの要件に該当し、所定の確認資料を提出いただける方。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 医療・介護を必要とする方・医療・介護を必要とするご家族がいる方。</li> <li>b. 介護・育児休業を取得中または取得する方。</li> <li>c. 育児費用を必要とする方。 <ul style="list-style-type: none"> <li>※妊娠から小学校入学前までに係る費用に限ります。</li> </ul> </li> <li>d. 一人親世帯（母子家庭または父子家庭）の方。</li> <li>e. 身障者手帳をお持ちの方。</li> <li>f. 障がい者の方と生計を一にしている方。</li> <li>g. 災害復旧に必要な費用を必要とする方。</li> </ul> </li> <li>・満 18 歳以上で、最終ご返済時年齢が満 81 歳未満の方。</li> <li>※ 団体信用生命保険付きの場合は、加入日（融資ご利用月の属する月の翌月 1 日）時点の年齢が満 66 歳未満の方。</li> <li>・お勤めされていて、安定継続した収入がある方。</li> <li>・その他、保証機関が定めた保証基準を満たしている方。</li> <li>※ ご融資にあたり長野県労働金庫および保証機関の審査手続きが必要となります。審査結果によっては、ご融資利用のご希望にそえない場合があります。</li> </ul>
3. ご返済期間	<p>最長 10 年</p> <p>※ 介護・育児休業取得中の場合、取得期間中において、元金据置期間を設定することができます。（この場合、元金据置期間を含めて、最長 10 年以内）</p>
4. ご融資金額	<p>最高 500 万円（1 万円単位）※育児休業中の生活費は 200 万円が上限となります。</p>
5. お使いみち	<p>ご本人もしくは 2 親等以内の親族のための次の範囲とし、事業資金、投機的資金、負債整理資金は除きます。（災害復旧費用は、3 親等以内の親族での取扱を可）</p> <p>(1) 上記 a. に該当する方・・・医療・介護に関する資金（医療費、介護費用・介護設備費用（治療費（歯科矯正含む）、入院費等の医療費、介護サービス費用、車椅子・医療用ベッド等の介護用品の購入・レンタル費用、介護施設入居費用、住宅改良（バリアフリー工事）費用等）</p> <p>(2) 上記 b. に該当する方・・・介護・育児休業中の生活費（育児・介護休業・休暇中の生活費の補填資金）</p> <p>(3) 上記 c. に該当する方・・・育児費用（出産費、ベビーシッター利用費、学習机等の育児に必要な商品の購入費用等）</p> <p>※ 妊娠から小学校入学前までに係る費用に限ります。</p> <p>(4) 上記 d. e. f. に該当する方・・・生活に関連した健全な用途であれば自由。</p> <p>(5) 上記 g. に該当する方・・・災害復旧に必要な費用（暴風・暴雨・洪水・地震等の自然災害・火災等の被害からの復旧、および支援に必要な費用）</p>

6. ご融資金利	<p>固定金利または変動金利からお選びいただけます。具体的な金利は店頭でお問い合わせください。</p> <p>(1) 変動金利</p> <p>ご融資金利は、労金変動型住宅ローンプライムレート（住宅ローンの基準金利）に連動し、年2回（4月・10月の各々1日）見直し、6月・12月の約定返済日の翌日より適用します。</p> <p>ご返済額は、7月・翌年1月のご返済分から利率見直しの都度、変更されます。</p> <p>ご返済額・最終返済期日は、次の方法により調整します。</p> <table border="1" data-bbox="478 506 1444 891"> <tr> <td data-bbox="478 506 742 698">ご融資金利が引き下げとなったとき</td> <td data-bbox="742 506 1444 698"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・算出した新返済額が変更前のご返済額を下回る場合は、ご返済額の変更は行わず、返済期間を短縮します。</li> <li>・この場合、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整します。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 698 742 891">ご融資金利が引き上げとなったとき</td> <td data-bbox="742 698 1444 891"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最終返済期日に合わせてご返済額を見直しますが、算出した新返済額が変更前のご返済額を上回る場合は、算出したご返済額を新返済額とします。</li> <li>・この場合、増加割合に上限は設けないものとします。</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>(2) 固定金利</p> <p>ご契約時の金利が完済まで適用されます。</p>	ご融資金利が引き下げとなったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・算出した新返済額が変更前のご返済額を下回る場合は、ご返済額の変更は行わず、返済期間を短縮します。</li> <li>・この場合、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整します。</li> </ul>	ご融資金利が引き上げとなったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終返済期日に合わせてご返済額を見直しますが、算出した新返済額が変更前のご返済額を上回る場合は、算出したご返済額を新返済額とします。</li> <li>・この場合、増加割合に上限は設けないものとします。</li> </ul>
ご融資金利が引き下げとなったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・算出した新返済額が変更前のご返済額を下回る場合は、ご返済額の変更は行わず、返済期間を短縮します。</li> <li>・この場合、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整します。</li> </ul>				
ご融資金利が引き上げとなったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終返済期日に合わせてご返済額を見直しますが、算出した新返済額が変更前のご返済額を上回る場合は、算出したご返済額を新返済額とします。</li> <li>・この場合、増加割合に上限は設けないものとします。</li> </ul>				
7. 保証料	金利に含まれています。				
8. ご返済方法	<p>元利均等返済とし、毎月返済または毎月・ボーナス併用返済からお選びください。</p> <p>毎月・ボーナス併用返済の場合のボーナス返済部分は、お申込み金額の50%までとなります。</p> <p>随時返済(定例返済以外)もいただけます。その際の手数料は無料です。</p> <p>※ 元利均等返済とは、毎月またはボーナス返済月の各返済日に一定の返済額（元金と利息の合計）でご返済いただく方式です。</p> <p>※ 随時返済では、前回ご返済日（お利息支払日）の翌日から随時返済当日までのお利息（融資残高に基づき計算します）の精算が必要となります。当該お利息額以上のご入金が必要となるため、金額によってはご希望にそえない場合がありますので、ご注意ください。</p>				
9. ご返済試算額の入手方法	<p>店頭までお申し付けください。</p> <p>また、インターネット・ホームページからも試算いただけます。</p> <p>長野県労働金庫ホームページ &lt;<a href="https://www.nagano-rokin.co.jp/">https://www.nagano-rokin.co.jp/</a>&gt;</p>				
10. 担保	不要です。				
11. 連帯保証人	原則として不要です。ただし、保証機関の請求により連帯保証人を必要とすることがあります。				
12. 団体信用生命保険	<p>団体信用生命保険にご加入いただけます。ご加入いただく場合、年0.18%金利上乘せとなります。団体信用生命保険のご加入にあたっては、別途申込手続きが必要となりますが、過去の病歴等によりご加入いただけない場合があります。</p>				
13. 手数料等	申込事務手数料および随時返済、全額返済手数料は無料です。				

<p>14. 住宅借入金等特別控除について</p>	<p>令和4年度税制改正において、住宅借入金等特別控除の適用に係る確定申告・年末調整手続きが見直され、金融機関がお客様に年末残高証明書を交付するこれまでの「証明書方式」に代えて、金融機関が年末残高調書を税務署に提出し、税務署がお客様へ年末残高情報等を提供する「調書方式」が新たに導入されました。</p> <p>当金庫におきましても、2026年1月1日より「調書方式」の取扱いを開始しました。</p> <p>(1) 証明書方式</p> <p>当金庫から交付を受けた年末残高証明書を確定申告または年末調整の際に、税務署または勤務先へ提出する方式です。</p> <p>(2) 調書方式</p> <p>「住宅ローン控除の適用申請書」を当金庫へご提出いただくことで、国税当局がお客様へマイナポータルを通じて年末残高情報を提供する方式です。お客様はマイナポータルで受け取った年末残高情報を利用し、e-Taxで確定申告が可能です。</p> <p>※ 詳細は店頭でお問い合わせください。</p> <p>※ 住宅借入金等特別控除について、お客さまの最寄りの税務署または税理士等にお問い合わせください</p>						
<p>15. お客様宛の通知物</p>	<p>ご融資のご利用後、次の通知をお客様のご自宅宛に送付させていただきます</p> <p>(1) 返済予定表</p> <table border="1" data-bbox="571 913 1401 1048"> <thead> <tr> <th>金利種類</th> <th>返済予定表に記載される対象期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定金利</td> <td>最終返済期日までの全期間</td> </tr> <tr> <td>変動金利</td> <td>次回金利見直し日までの期間(最長半年)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 随時返済、金利変更、契約変更時にも返済予定表を発行し、お客様のご自宅宛に送付させていただきます。</p> <p>※ &lt;ろうきんダイレクト&gt; (インターネットバンキング) をご利用の方におかれましては、上記「返済予定表」について郵送等による通知に替えて、&lt;ろうきんダイレクト&gt; (インターネットバンキング) にて閲覧することができます。</p> <p>※ &lt;ろうきんダイレクト&gt; (インターネットバンキング) をご利用の方であっても、融資のご請求・ご確認に関するもの、事故防止を目的とする新規及び変更契約の内容確認に関するお知らせ等は、ご自宅へ郵送させていただきます。</p> <p>(2) 年末残高証明書</p> <p>「証明書方式」による住宅借入金等特別控除の適用を受ける方は、入居1年目の確定申告用年末残高証明書を1月中旬ごろ、2年目以降の年末調整用年末残高証明書を10月中旬ごろに、ご自宅宛に送付させていただきます。2名以上の連帯債務によるお借入の場合は、それぞれの方に年末残高証明書を作成いたします。</p> <p>(3) 完済通知</p> <p>ご融資完済時に作成し、ご自宅宛に送付させていただきます。</p>	金利種類	返済予定表に記載される対象期間	固定金利	最終返済期日までの全期間	変動金利	次回金利見直し日までの期間(最長半年)
金利種類	返済予定表に記載される対象期間						
固定金利	最終返済期日までの全期間						
変動金利	次回金利見直し日までの期間(最長半年)						

16. ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ	<p>(1)ご契約内容や商品に関する相談・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <p>【フリーダイヤル】（電話：0120-1919-48）      受付時間 平日：午前9時～午後5時 土・日曜日：午前10時～午後5時      （祝日、振替休日(土・日曜日)が祝日の場合は営業)、12月31日～1月3日、5月3日～5月5日を除く)</p> <p>(2)ご契約内容や商品に関する苦情は、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <p>【窓口：長野県労働金庫お客様相談ダイヤル】（電話：0120-606-150）      受付時間 平日：午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページ&lt;<a href="https://www.nagano-rokin.co.jp/">https://www.nagano-rokin.co.jp/</a>&gt;をご覧ください。</p>
17. 第三者機関に問題解決を相談したい場合	<p>東京弁護士会紛争解決センター（電話:03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話:03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話:03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当金庫お客様相談ダイヤルまたはろうきん相談所にお申し出ください。</p> <p>また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談ダイヤルもしくはろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <p>【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】（電話：0120-177-288）      受付時間 平日：午前9時～午後5時</p>
18. その他	<p>長野県労働金庫および保証機関の審査手続きの結果、ご融資金について長野県労働金庫から購入業者様等お支払い先にお振込みをお願いする場合がございます（振込手数料はお客様にご負担いただきます）。また、購入業者様等お支払い先が発行した領収書等の写しのご提出をお願いする場合がございます。</p> <p>次の融資商品をお申込みの場合は、別途当該商品の商品概要説明書の記載内容も併せてご確認ください。</p> <p>「自治体提携協調融資」</p>